

令和6年5月31日  
北海道運輸局  
自動車技術安全部技術課

## 北海道初！ 自動運転車(レベル4)の認可について ～バス運転手不足の解決に一步前進～

北海道運輸局は、上士幌町内を運行する車両について、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車(レベル4)として認可しました。

国土交通省北海道運輸局は、令和6年5月31日、上士幌町内を運行する車両の自動運行装置について、道路運送車両法に基づく保安基準への適合性を確認し、当該車両に対し、走行環境条件の付与を行い、運転者を必要としない自動運転車(レベル4)として認可しました。

この自動運転車は、あらかじめ決められたルート内を周囲の車両や歩行者等を検知しながら、特定の条件下において、自動運転により運行することが可能です。

申請者	BOLDLY 株式会社
運行区間	上士幌町内のバスルートの一部約 630m (交通ターミナルから認定こども園前までの片道区間)
運行主体	BOLDLY 株式会社
運行車両	NAVYA 社製「ARMA」 
運行形態	センサー等にて自己位置を認識しつつ、あらかじめ決められたルートを走行 最高速度約 12km/h

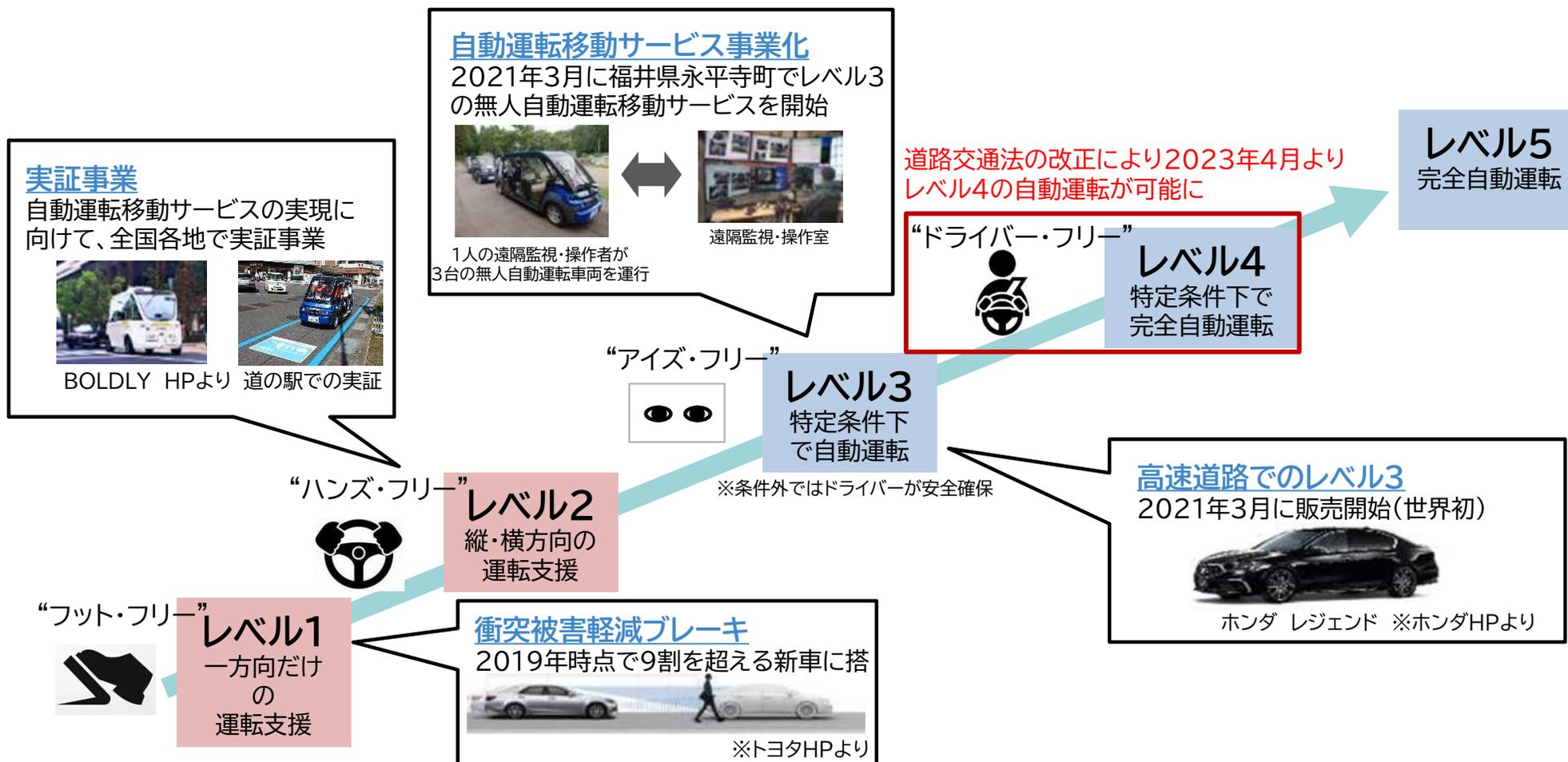
### 【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車技術安全部技術課 鬼頭、横塚  
電話:011-290-2753(直通)

○世界で初めてレベル3を実現するなど着実に技術が進展。今後は、レベル4の実現、普及拡大が目標。

【政府目標】※ 限定地域でのレベル4 2025年度に全国50か所程度、2027年度に全国100か所以上に拡大

※デジタル田園都市国家構想総合戦略(2022年12月閣議決定)



## <参考>「レベル3」と「レベル4」の違い

### 【レベル3の保安基準】

安全を確保しつつ自動走行し、自動運行が困難な状況(故障、天候の急変等)が生じた場合には、運転者に運転引き継ぎの警報を発すること。

⇒運転引き継ぎの警報に対応するため運転者が必要

### 【レベル4の保安基準】

安全を確保しつつ自動走行し、自動運行が困難な状況(故障、天候の急変等)が生じた場合には、安全に停止すること。

⇒運転者に引き継がず自動運行装置が安全に停止するため運転者を必要としない

- 運転者がいない自動運転を行う場合、自動運転車について、あらかじめ、**国土交通省より安全基準適合性の認可を受けた上で**、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない

## 道路運送車両法(国土交通省)

【省令・告示改正】

(自動運転車の安全基準)

- 他の交通の安全を妨げずに、自動運行すること
- 自動運行が困難な状況(故障、天気の急変等)が生じた場合には、安全に停止すること 等

## 道路交通法(警察庁)

【法律改正】

遠隔監視者

遠隔監視モニター

遠隔監視

(許可を受けた者の遵守事項)

- 保安基準に適合する「自動運転車」を使用すること
- 遠隔監視のための体制を整えること
- 自動運転車が対応できない状況が生じた場合に必要な措置を講ずること 等

運転者がいない自動運転

自動運転可能な条件